

全国労働衛生週間に向けて

島原労働基準監督署管内の事業場の皆様には日頃より労働基準行政とりわけ労働災害防止、並びに、健康障害防止にご尽力いただいていることに御礼申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染防止に努め、通常事業を円滑に進める等大変ご苦勞が多いことと存じます。

さて、労働者の健康をめぐる状況については、全国的には有所見者は5割を超え、年々増加を続けており、長崎県内においては有所見者が6割を超え、同様に増加傾向が見られ、また、腰痛や熱中症などの職業性疾病による被災者が96人発生している状況が見られます。

一方、全国における過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年700人台で推移しており、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)者数は200人前後で推移していたが、平成30年度は158人となっています。

このような状況の中、職場においては、過労死等を防止するためには働き方改革と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進をより一層深める必要があります。

つきましては、今年も10月1日から10月7日までの一週間「全国労働衛生週間」が

「みなおして 職場の環境 体の健康」

をスローガンの下に実施され、その準備期間が9月1日から9月30日までとされております。

当署管内の健康障害等を防止するため、この機会に皆様それぞれの職場において、今一度労働衛生の3管理(作業環境管理、作業管理及び健康管理)の推進状況をご確認いただくとともに、すべての人が安心して健康に働ける職場環境を実現いただきますようお願い申し上げます。

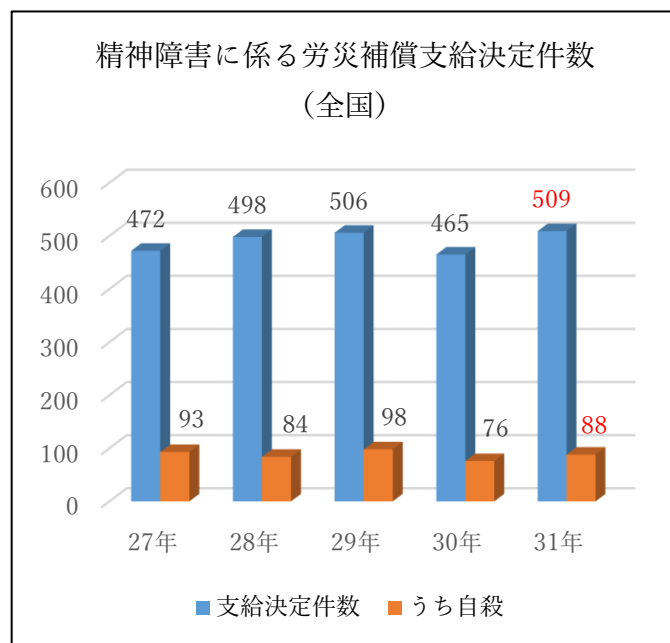
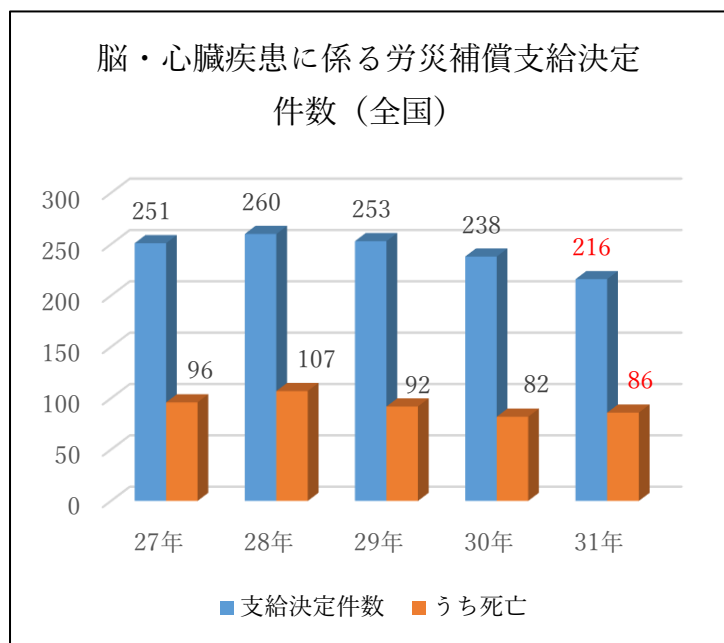
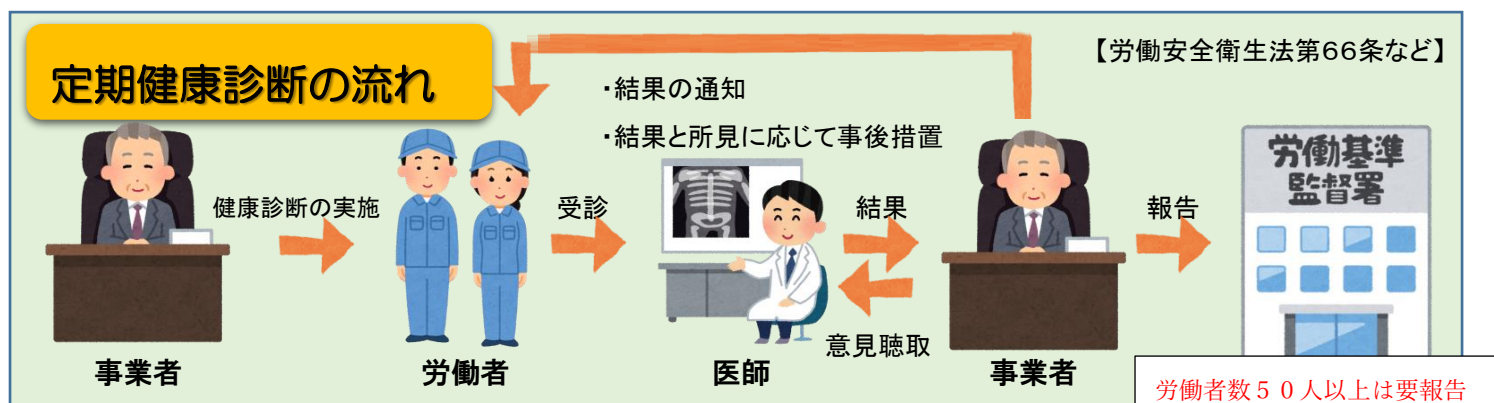
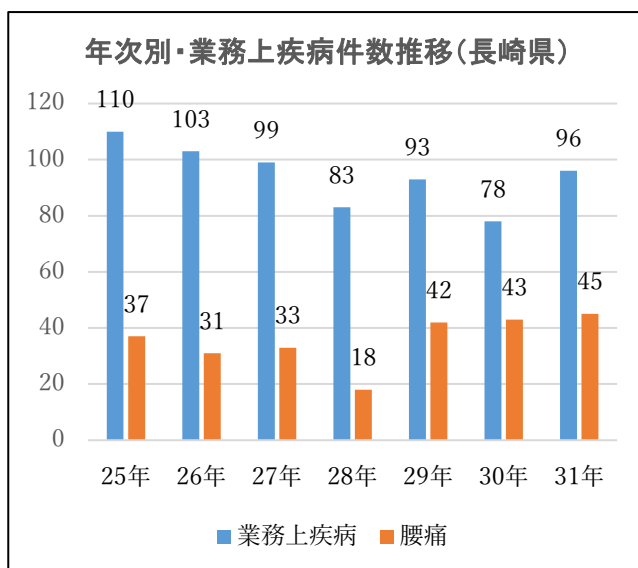
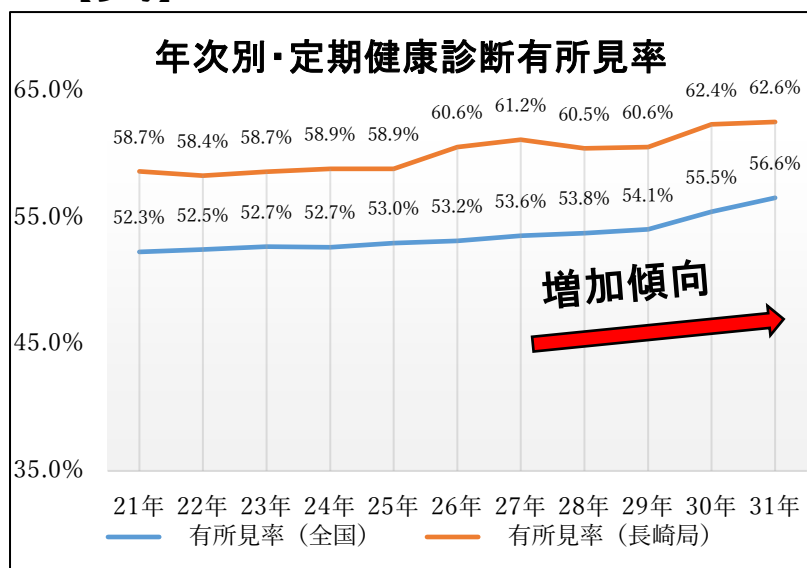
例年と異なる状況での全国労働衛生週間となりますが、「新しい生活様式」を取り入れた活動に留意いただきますようご協力よろしくお願い申し上げます。

令和2年9月1日

島原労働基準監督署長



【参考】



【法改正情報】溶接ヒューム、塩基酸化マンガンが特定化学物質として規制されます。

金属アーク溶接等の作業を行う事業場の皆さまは注意が必要です！

特定化学物質作業主任者の追加、6月に以内ごとに1回の特化則健康診断等、屋内作業にあっては個人サンプリング法による測定が必要となります。(令和3年4月1日から施行・適用 ※一部経過措置があります。(令和4年4月1日))

溶接ヒューム リーフレット 検索